

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 構造用鋼材及び鋳鋼
- 二 高力ボルト及びボルト

三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの

四 鉄筋

五 溶接材料（炭素鋼及びステンレス鋼の溶接）

六 ターンバツクル

七 コンクリート

八 コンクリートブロック

九 免震材料

第二略

第三略

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第九号に掲げる 建築材料	(イ)
-------------------	-----

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材料の 区分	(イ)	(ロ)
第一第九号 に掲げる建 築材料	品質基準 一 材料の構成が定められて いること。 二 各部の形状、寸法及び寸 法精度の基準値が定められ ていること。 三 支持材にあつては、次に 定めるところによること。 イ 鉛直限界面圧の基準値 が定められていること。 弾性系にあつてはこれに 加えて鉛直剛性の基準値 が定められていること。	測定方法等 一 形状・寸法の測定は、任意の位置において、規定され ている各寸法を、適切な精度を有する計測機器を用いて 計測すること。 二 形状・寸法の測定は、任意の位置において、規定され ている各寸法を、適切な精度を有する計測機器を用いて 計測すること。 三 支持材にかかる軸力と、水平力を同時に載荷できる二 軸せん断試験装置を用い、次に掲げる方法によること。 イ 鉛直限界面圧は、水平方向の変形に応じて鉛直荷重 を安全に支持できる圧縮力を免震材料の水平断面積で 除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュー トン）とする。ただし、当該面圧が五十を超える場合 にあつては、五十とする。

<p>四 減衰材にあつては、次に</p>	<p>□ 支持材であり、かつ、弾性系の復元材であるものにあつては、イに加えて水平剛性の基準値が定められていること。</p> <p>ハ □の支持材であり、かつ、減衰材であるものにあつては、水平方向の初期剛性、二次剛性、切片荷重及び等価減衰定数の基準値が定められていること。</p> <p>ニ 弾性系の支持材にあつては、引張限界面圧の基準値が定められていること。</p> <p>ホ すべり系の支持材にあつては摩擦係数の、転がり系の支持材にあつては転がり摩擦係数の、それぞれ基準値が定められていること。</p>
<p>四 減衰材にかかる外力を加力することができる一軸また</p>	<p>鉛直剛性は、基準面圧（水平方向のひずみが零の時の鉛直限界面圧の三分の一の面圧をいう。以下同じ。）の正負三十パーセントの鉛直加力を三サイクル行い、三サイクル目の荷重 変位関係より求める。</p> <p>□ 水平剛性及び減衰性能は、基準面圧においてせん断ひずみの正負百パーセントの水平加力を三サイクル行い、三サイクル目の荷重 変位関係より求める。</p> <p>ハ 摩擦係数及び転がり摩擦係数は基準面圧における水平載荷の時、三サイクル目の正方向及び負方向の荷重軸との交点の荷重と基準面圧に相当する荷重より求める。</p> <p>ニ 引張限界面圧は、百パーセントのせん断ひずみを与えた状態で引張荷重を漸増して加え、支持材が破断した時の引張力を免震材料の水平断面積で除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）とする。</p>

定めるところによること。
イ 弾塑性系、摩擦系の減衰材にあつては、初期剛性、二次剛性及び降伏せん断力の基準値が定められていること。
ロ 流体系の減衰材にあつては、抵抗力、粘性係数及び限界速度の基準値が定められていること。

は二軸の加力試験装置を用い、次に掲げる方法によること。

イ 弾塑性系の減衰材の減衰性能は、次に掲げるところによる。

(1) 鋼製の減衰材にあつては、弾性変形限界以下の静的漸増载荷により初期剛性を求めたのち、正負百ミリメートル刻みの静的漸増载荷を与え、規定変位正負二百ミリメートルの荷重 変位曲線による履歴面積を得、剛性及び降伏せん断力を求める。

(2) 鉛製の減衰材にあつては、(1)と同様に初期剛性を求めた後、規定変位正負二百ミリメートル、周波数・三三ヘルツの動的な正弦波加振で、三サイクル目の荷重 変位曲線による履歴面積を得、剛性及び降伏せん断力を求める。

ロ 摩擦系の減衰材の減衰性能は、イ(2)による。この場合において、規定変位は正負百五十ミリメートルとするものとする。

ハ 流体系の減衰材の減衰性能は、次に掲げるところによる。

(1) 粘性体減衰材にあつては、振動数・二五ヘルツの正弦波加振を与え、低速、中速、高速の速度点における減衰力を速度 乗型で求める。限界速度は、粘性体のせん断ひずみ速度の上限値より求める。

<p>五 限界ひずみ又は限界変形の基準値が定められていること</p>	<p>五 限界ひずみ及び限界変形は、次に掲げるところによる。</p> <p>イ 支持材にあつては、第三号の試験機を用い、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 弾性系にあつては、基準面圧で水平方向へ一方向加力を加えた場合に、破断あるいは座屈した時のひずみ及び変形として求める。</p> <p>(2) すべり系・転がり系にあつては、支持材が相手材から脱落しない変位または相手材の余長範囲を超えない変位として求める。</p> <p>ロ 減衰材にあつては、第四号の試験機を用い、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 弾塑性系のうち鋼製の減衰材にあつては、静的定変位疲労試験により、疲労寿命が概ね五回となる変位を内挿で求める。ただし、試験機の性能により内挿で求めることが不可能な場合は、外挿も可とする。</p> <p>(2) オイル減衰材にあつては速度比例型、バイリニア型、速度 乗型のいずれかとし、また、振動数・二五ヘルツの正弦波加振を与え、抵抗力 変位曲線より、一サイクルの履歴面積から吸収エネルギーを算出し、等価減衰係数を求める。限界速度は、降伏点に達する最大減衰力が発生する速度値とする。</p>
------------------------------------	---

	<p>六 製造、温度変化、経年変化等による水平剛性、減衰性能、クリーブひずみ等のはらつきの基準値が定められていること。</p>	
		<p>六 次に掲げるところによること。</p> <p>イ 支持材にあつては、第三号の試験機及び老化試験機を用いて、次に掲げる試験を行うこと。ただし、温度依存性の試験にあつては、温度管理を行うか、又は恒温槽付きの試験機を用いること。</p> <p>(1) 水平剛性、摩擦・減衰性能等の経年変化率は、日本工業規格K六二五七に準じた自動温度調節器を備える老化試験機により、加熱促進老化を行い、アレニウス則に基づいて使用されるゴムの活性化エネルギーを算出し求めること。</p> <p>(2) 弾性支持材の温度依存性は、せん断ひずみ百パーセント、温度摂氏零度、二十度、四十度での値を得、二十度時に対する比率により求めること。</p> <p>(3) すべり・転がり系支持材の摩擦係数の速度依存性は、基準面圧において速度十、百、二百ミリメートル毎秒での摩擦係数を測定し、速度百ミリメートル毎秒時の値に対する比率により求めること。ただし、試験方法は日本工業規格K七二一八に準じた方法</p>

とすることができる。

(4) 弾性系支持材の水平剛性及び減衰定数の面圧依存性は、基準面圧の・五倍、一・倍、一・五倍及び二・倍時における百パーセントのせん断ひずみ時の値を測定し、基準面圧時の値に対する比率により求めること。

(5) すべり・転がり系支持材の摩擦係数の面圧依存性は、基準面圧の・五倍、一・倍、一・五倍、二・倍時の摩擦係数を測定し、基準面圧時の摩擦係数に対する比率により求めること。

(6) クリープひずみは錘荷重方式又は油圧荷重方式により、鉛直荷重が長期間安定して試験体にかける構造で、試験体の鉛直変位の計測ができる試験機により試験を行いひずみ量を求めること。

□ 減衰材にあつては、第四号の試験機及び老化試験機を用いて、次に掲げる試験を行うこと。

(1) 流体系のうち粘性体減衰材の減衰性能の経年変化率は、使用材料の物理特性の経年変化率、試験体を摂氏百度で百九十二時間の加熱処理を行い、標準加振条件において、加熱前と加熱後の値を比較する及び、試験体を摂氏四十度で相对湿度九十六パーセントとし百九十二時間の加湿処理を行い、加湿前と加湿後の値を比較して求める。ただし、粘性体減衰材

別表第三（検査項目及び検査方法）

第一第九号に掲げる建築材料	別表第二(3)欄に規定する品質規準のすべて	一 検査は別表第二(4)欄に規定する測定方法により、口ツトごとに実機によって行う。ただし、実機での性能検査が製品の寸法および保有性能に影響を与える場合
区分	検査項目	検査方法等
(イ)	(3)	(ハ)
<p> の粘性係数の耐久性評価にあつては、日本工業規格K六二五七に準じた老化試験機によることができる。 </p> <p> (2) 弾塑性系、摩擦系の減衰材の温度依存性は、三以上の材料初期温度にて、正負二百ミリメートルの規定変位振幅の正弦波加振を行い、摂氏 度と四十度における三サイクル目の履歴吸収エネルギー量の、二十度での値に対する比を求めること。 </p> <p> (3) 流体系のうち粘性体減衰材による温度依存は、規定の式で求めること。 </p> <p> (4) 流体系のうちオイル減衰材については、材料初期温度摂氏 度で、振動数・五ヘルツ、正負百ミリメートルの規定振幅の連続正弦波加振を摂氏四十度まで行い、減衰 温度と等価減衰係数を同時計測し、摂氏二十度に対する比を求めること。 </p>		

にあつては、別表第二(は)欄第一号を除き、あらかじめ 行つた同型同種の実機の検査成績証または実機の抜き 取り検査その他実機の性能を表現できる縮小モデルに よることができ。